

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（案）の概要

資産流動化スキームに係る規制の弾力化に伴い、振替特定目的信託受益権の信託設定時における振替機関への通知事項について、所要の規定の整備を行う（第3条）。